４　自立支援給付の支給決定基準

サービス名称	１　居宅介護（法第５条第２項） （身体介護・家事援助・通院介助（身体介護有無）・乗降介助）
サービスの内容	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
対象者	障害支援区分が区分１以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者 ただし、通院介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者 ①　区分２以上に該当していること。 ②　障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ｱ)から(ｵ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 (ｱ)「歩行」　「３．できない」 (ｲ)「移乗」　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」 (ｳ)「移動」　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」 (ｴ)「排尿」　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」 (ｵ)「排便」　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」
支給量単位	時間（３０分単位）／月　　※３０分以上の利用の際は１５分単位 ただし、乗降介助のみ　１回単位／月
基本支給量	障害支援区分による国庫負担基準の単位を時間換算した時間数
加算支給量	介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無）等の勘案事項を踏まえ、基本支給量の2倍まで認定。 また、基本支給量の2倍を超える場合は、障害支援区分認定審査会に意見を求めた上で「非定型の支給決定」として認定。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	２　重度訪問介護（法第５条第３項）
サービスの内容	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う
対象者	障害支援区分が区分４以上であって、下記のいずれにも該当する者 ①　二肢以上に麻痺等があること ②　障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。 平成１８年９月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、 ①　障害支援区分が区分３以上で、 ②　日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が１２５時間を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。 なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。 ①　１００分の７．５　区分６に該当する者 ②　１００分の１５　重度障害者等包括支援対象者
支給量単位	時間／月
基本支給量	障害支援区分による国庫負担基準の単位を時間換算した時間数
加算支給量	介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無）等の勘案事項を踏まえ、基本支給量の2倍まで認定。 また、基本支給量の2倍を超える場合は、障害支援区分認定審査会に意見を求めた上で「非定型の支給決定」として認定。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	３　同行援護（法第５条第４項）
サービスの内容	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。
対象者	（身体介護を伴わない場合） ①　同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が１点以上の者。 （身体介護を伴う場合） ①　上記（身体介護を伴わない場合）の①に該当する者。 ②　区分２以上に該当するもの。 ③　障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ｱ)から(ｵ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 (ｱ) 「歩行」　「３．できない」 (ｲ) 「移乗」　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」 (ｳ) 「移動」　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」 (ｴ) 「排尿」　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」 (ｵ) 「排便」　「２．見守り等」、「３．一部介助」又は「４．全介助」
支給量単位	時間（３０分単位）／月
基本支給量	社会参加のため必要とする量
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	４　行動援護（法第５条第５項）
サービスの内容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。
対象者	障害支援区分が区分３以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（１１項目）等の合計点数が８点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者（別表参照）
支給量単位	時間（３０分単位）／月
基本支給量	障害支援区分による国庫負担基準の単位を時間換算した時間数
加算支給量	介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無）等の勘案事項を踏まえ、基本支給量の2倍まで認定。 また、基本支給量の2倍を超える場合は、障害支援区分認定審査会に意見を求めた上で「非定型の支給決定」として認定。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	５　療養介護（法第５条第６項）
サービスの内容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者 ①　筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分６の者 ②　筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分５以上の者
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本３年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	６　生活介護（法第５条第７項）
サービスの内容	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者 ①　障害支援区分が区分３（障害者支援施設に入所する場合は区分４）以上である者 ②　年齢が５０歳以上の場合は、障害支援区分が区分２（障害者支援施設に入所する場合は区分３）以上である者 ③　障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分４（５０歳以上の場合は障害支援区分３）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
支給量単位	日／月
基本支給量	各月の日数から８日を控除した日数。ただし、具体的な利用見込がある場合には必要日数を月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本３年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	７　短期入所（法第５条第８項）
サービスの内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。
対象者	①　障害支援区分が区分１以上である障害者 ②　障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する障害児
支給量単位	日／月
基本支給量	標準の支給決定日数は月３日とする。 ただし、具体的な利用見込がある場合には必要日数を月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	８　重度障害者等包括支援（法第５条第９項）
サービスの内容	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る。）を包括的に提供する。
対象者	障害支援区分が区分６（障害児にあっては区分６に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者 ①　重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、以下のいずれかに該当する者 ｱ)気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者　（Ｉ類型） ｲ）最重度知的障害者　（Ⅱ類型） ②　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（１１項目）等の合計点数が８点以上である者　（Ⅲ類型）
支給量単位	単位／月
基本支給量	一月の支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として定めることから、対象者の個別的な介護ニーズに基づき作成した１週間の利用計画に基づき、一日当たりの平均単位数を算出して各月の暦日数を乗じ、各月ごとの支給量を定める。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	９　共同生活介護（法第５条第１０項）
サービスの内容	共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話を行う。
対象者	障害支援区分が区分２以上に該当する身体障害者（６５歳未満の者又は６５歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者及び精神障害者 なお、身体障害者が共同生活介護を利用するに当たっては、６５歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としない
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本３年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	１０　施設入所支援（法第５条第１１項）
サービスの内容	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
対象者	①　生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分４（５０歳以上の者にあっては区分３）以上である者 ②　自立訓練又は就労移行支援（以下この条において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの ③生活介護を受けている者であって障害支援区分４（５０歳以上の場合は障害程度区分３）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者 ④就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本３年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	１１　自立訓練（機能訓練）（法第５条第１３項）
サービスの内容	身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。具体的には次のような例が挙げられる。 ①　入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ②　盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者　等
支給量単位	日／月
基本支給量	各月の日数から８日を控除した日数。ただし、具体的な利用見込がある場合には必要日数を月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	＊標準利用期間は支給開始日から１年６ヶ月間（頚椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は３年間）とし、審査会により延長が認められる場合は最大１年間の延長が可能。 ＊支給決定から２ヶ月間は暫定支給期間とし、当該サービス及び利用事業所の適正を評価する。暫定支給期間は、標準利用期間に含まれる。ただし、特別支援学校等の実習等において、事前にその適正が認められている場合はこの限りではない。

サービス名称	１２　自立訓練（生活訓練）（法第５条第１３項）
サービスの内容	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。 ①　入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ②　養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等
支給量単位	日／月
基本支給量	各月の日数から８日を控除した日数。ただし、具体的な利用見込がある場合には必要日数を月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	＊標準利用期間は支給開始日から２年間（長期間入院又は入所していた者の場合は３年間）とし、審査会により延長が認められる場合は最大１年間の延長が可能。 ＊支給決定から２ヶ月間は暫定支給期間とし、当該サービス及び利用事業所の適正を評価する。暫定支給期間は、標準利用期間に含まれる。ただし、特別支援学校等の実習等において、事前にその適正が認められている場合はこの限りではない。

サービス名称	１３　宿泊型自立訓練（法第５条第１３項）
サービスの内容	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者。
支給量単位	日／月
基本支給量	各月の日数から８日を控除した日数。ただし、具体的な利用見込がある場合には必要日数を月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	１４　就労移行支援（法第５条第１４項）
サービスの内容	就労を希望する６５歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
対象者	①　就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な６５歳未満の者 ②　あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者
支給量単位	日／月
基本支給量	各月の日数から８日を控除した日数。ただし、具体的な利用見込がある場合には必要日数を月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	*標準利用期間は支給開始日から２年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は３年間又は５年間）とし、審査会により延長が認められる場合は最大１年間の延長が可能。 *支給決定から２ヶ月間は暫定支給期間とし、当該サービス及び利用事業所の適正を評価する。暫定支給期間は、標準利用期間に含まれる。ただし、特別支援学校等の実習等において、事前にその適正が認められている場合はこの限りではない。

サービス名称	１５　就労継続支援Ａ型（法第５条第１５項）
サービスの内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な６５才未満の以下の者（利用開始時６５歳未満の者）。 ①　就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②　盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③　企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者 また、雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。 ①　雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。 ②　雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、雇用による利用者に係る利用定員の半数未満であること。ただし、当該利用者は１０人を超えることができないこと。 ③　雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。
支給量単位	日／月
基本支給量	各月の日数から８日を控除した日数。ただし、具体的な利用見込がある場合には必要日数を月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本３年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	＊支給決定から２ヶ月間は暫定支給期間とし、当該サービス及び利用事業所の適正を評価する。暫定支給期間は、標準利用期間に含まれる。ただし、特別支援学校等の実習等において、事前にその適正が認められている場合はこの限りではない。

サービス名称	１６　就労継続支援Ｂ型（法第５条第１５項）
サービスの内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される以下の者。 ①　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②　就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、Ｂ型の利用が適当と判断された者 ③　①、②に該当しない者であって、５０歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者 ④　障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。
支給量単位	日／月
基本支給量	各月の日数から８日を控除した日数。ただし、具体的な利用見込がある場合には必要日数を月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本３年間（５０歳未満の者については基本１年間）で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	１７　共同生活援助（法第５条第１６項）
サービスの内容	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。
対象者	障害支援区分が区分１以下に該当する身体障害者（６５歳未満の者又は６５歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者及び精神障害者。 ※　障害支援区分２以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。 なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、６５歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としない
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本３年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	１８　地域移行支援（法第５条第１９項）
サービスの内容	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
対象者	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。 ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所してる障害者 ※児童福祉施設に入所する１８歳以上の者、障害者支援施設等に入所する１５歳以上の障害者みなしの者も対象。 ②精神科病院に入院している精神障害者 ※直近の入院期間が１年以上の者を中心に対象とするが、１年未満であっても、措置入院者や医療保護入院者で支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる場合も対象。
支給量単位	日／月
基本支給量	当該月における日数。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本６ヶ月間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	＊標準利用期間は支給開始日から６ヶ月間とし、地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、６ヶ月以内で更新可能。更なる更新については、審査会により延長が認められた場合に延長が可能。

サービス名称	１９　地域定着支援（法第５条第２０項）
サービスの内容	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対象者	以下のいずれかに該当する者。 ①　居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ②　居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 ※障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。 ※共同生活介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、対象外。
支給量単位	日／月
基本支給量	当該月における日数。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	＊標準利用期間は支給開始日から１年間とし、地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、１年以内で更新可能。更なる更新については、審査会により延長が認められた場合に延長が可能。

５　地域生活支援事業の支給決定基準

サービス名称	２０　移動支援事業（法第７７条第１項第３号）
サービスの内容	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。） ア 個別支援型 個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
対象者	以下のいずれかに該当する者。 ①身体障害者手帳２級以上で支援の必要な身体障害者（児） ②両上下肢の身体障害者手帳２級以上で、外出の際主に車椅子を利用する全身性障害者（児） ③療育手帳を所持する知的障害者（児） ④精神保健福祉手帳を所持又は自立支援医療（精神）受給中の精神障害者（児）
支給量単位	時間（３０分単位）／月
基本支給量	社会参加のため必要とする量
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	２１　日中一時支援事業（法第７７条第１項第４号）
サービスの内容	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
対象者	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	１ヶ月を単位とし、基本１年間で支給する。 ただし、申請時期により平準化を図る場合がある。
留意事項	

（１）移動支援事業報酬額（事業費基本額）

移動支援（身体介護有り）は、介護給付の居宅介護の身体介護を準用。

また、移動支援（身体介護無し）は、介護給付の居宅介護の家事援助を準用。

（２）日中一時支援事業報酬額（事業費基本額）

対象者		４時間未満	４時間以上８時間未満	８時間以上	（参考）短期入所基準額	備考
障害者	区分６	223	446	669	892	福祉型短期入所サービス費(Ｉ)
	区分５	189	379	568	758	
	区分４	156	313	469	626	
	区分３	140	281	422	563	
	区分１・２	123	246	369	492	
障害児	区分３	189	379	568	758	福祉型短期入所サービス費(III)
	区分２	148	297	446	595	
	区分１	123	246	369	492	
療養介護対象児・者		601	1203	1805	2407	医療型短期入所サービス費(Ⅱ)
遷延性意識障害児・者		351	702	1053	1404	医療型短期入所サービス費(III)
食事提供体制加算		30			－	※生活介護参照（H24起案）
栄養士加算I		22			22	
栄養士加算II		12			12	
重度障害者支援加算		50			50	
医療連携体制加算I		600			600	
医療連携体制加算II		300			300	
医療連携体制加算III		500			500	
医療連携体制加算IV		100			100	
送迎加算		54			－	※独自（H24起案_小田原準拠） 児発・放デイに準拠か？

※　日中一時支援事業の基準単位は、介護保険給付の短期入所の基準単位に次の時間に応じた割合を乗じた単位数とする。

１　所要時間４時間未満の場合　　　　　　　　１００分の２５
２　所要時間４時間以上８時間未満の場合　　　１００分の５０
３　所要時間８時間以上の場合　　　　　　　　１００分の７５

※　M:¥福祉課¥常用¥E05(厚生・福祉・身障者福祉)¥(10)要綱・規則等の制定・改正関係

国庫負担基準　平成27年度～

居宅介護対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児
	2,680	3,470	5,100	9,590	15,350	22,080	8,620

重度訪問介護対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
	／	／	19,820	24,810	31,110	44,070	／	13,560

行動援護対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
	／	／	12,540	16,890	22,450	29,170	15,940	7,490

重度障害者等包括支援対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
	／	／	／	／	／	83,040	／	32,960

重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
	／	／	／	／	／	63,400	／	32,060

同行援護対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
	区分に関わらず　11,270							

国庫負担基準　平成27年度～

居宅介護対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児
	2,680	3,470	5,100	9,590	15,350	22,080	8,620

居宅での身体介護中心		通院等介助（身体あり）		通院等介助（身体なし）		家事援助	
245 単位	0.5時間	245 単位	0.5時間	101 単位	0.5時間	101 単位	0.5時間
388 単位	1.0時間	388 単位	1.0時間	189 単位	1.0時間	146 単位	0.75時間
564 単位	1.5時間	564 単位	1.5時間	264 単位	1.5時間	189 単位	1.0時間
644 単位	2.0時間	644 単位	2.0時間	67 単位	以降30分毎	229 単位	1.25時間
724 単位	2.5時間	724 単位	2.5時間			264 単位	1.50時間
804 単位	3.0時間	804 単位	3.0時間	※通院等介助（乗降車）		34 単位	以降15分毎
80 単位	以降30分毎	80 単位	以降30分毎	97 単位			

重度訪問介護対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
			19,820	24,810	31,110	44,070		13,560

行動援護対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
			12,540	16,890	22,450	29,170	15,940	7,490

重度障害者等包括支援対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
						83,040		32,960

重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
						63,400		32,060

同行援護対象者	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児	介護保険対象者
	区分に関わらず　11,270							

【計算式】

基準額		22,080	…左の表から選択	
基準額×2倍		3,470	＞	3,402 …①＋②
支給内容①	単位	189	単位	
	時間	18	時間	1 時間（1回当たり）
	計	3,402	…①	
支給内容②	単位	0	単位	
	時間	0	時間	0 時間（1回当たり）
	計	0	…②	

支給決定基準の定め方

障害者が地域生活を送るにあたり、居宅介護等の訪問系、生活介護等の通所系、短期入所等の宿泊系のサービスがあり、利用者の希望及び生活実態を勘案しながら適切なサービス支給決定を行う。南足柄市では、障害者自立支援法の各福祉サービスにおける支給決定基準の作成の定め方は次のとおりとする。

１　居宅介護等

国庫負担水準が唯一示されているが、あくまで国が市の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではない。

また、身体介護1回1時間で換算すると、区分1で月換算で6.9時間、区分2で8.9時間、区分3で13.0時間、区分4で24.58時間、区分5で39.1時間、区分6で56.1時間、障害児で21.8時間であり、国庫負担水準の2倍までを支給基準とする。（県下他市では、1.25～2倍が水準となっている。）また基本支給量の2倍を超える場合は、障害支援区分認定審査会に意見を求めた上で「非定型の支給決定」として支給決定する。

２　生活介護等

特に国庫負担水準は示されていない。

また、区分1と区分6ではサービス内容が異なるだけであり、障害支援区分による支給量の制限は実態にそぐわないため、月31日を限度に必要量を支給することとする。

３　短期入所、施設入所等

特に国庫負担水準は示されていない。

また、介護者の状況等により必要量を支給する必要があり、障害支援区分による支給量の制限は実態にそぐわないため、月31日を限度に必要量を支給することとする。

ただし、短期入所については利用の具体的予定がなくとも、緊急時にすぐに利用するため申請するケース等については基本月3日で決定する。